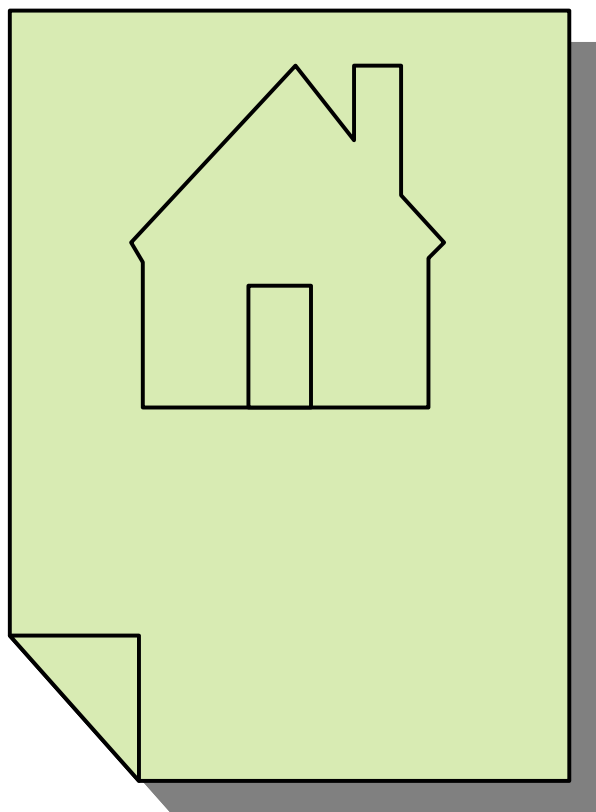


安全な暮らしのために知っておきたい

アスベストのこと



平成18年9月からアスベスト（石綿）を0.1%を超えて含有する物の製造、輸入、譲渡、提供、使用（現に使用されているものを除く）が代替の困難な一部の製品等を除き禁止となりました。しかし、私たちの身近にはこれまでの使用されてきたアスベストが存在し、状況によっては健康に害を及ぼす原因となります。

このパンフレットは、これまでの区に寄せられたご相談をもとに、アスベストについてわかりやすくまとめたものです。

アスベストの種類と健康への影響

アスベストの繊維は、目に見えないくらい細く軽いため飛散しやすく、それらを吸入すると、肺がんや悪性中皮腫、アスベスト肺などの原因になります。また、アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められています。低濃度のアスベストを短期間吸入した場合の発がんの危険性については、不明な点が多いとされています。

アスベストの種類

アスベストには、クリソタイル(白石綿)、クロシドライト(青石綿)、アモサイト(茶石綿)、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトの6種類あります。

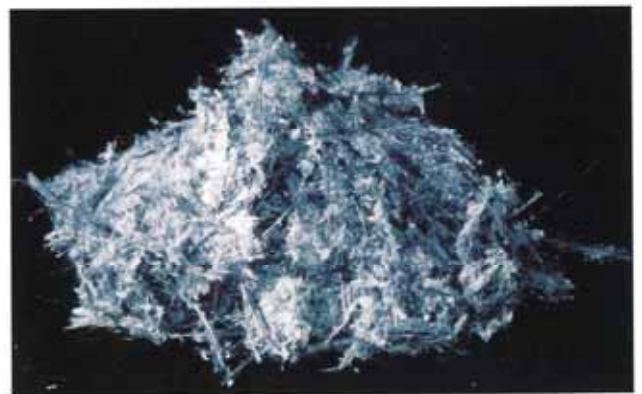
このうち国内で使用されているアスベストは、クリソタイル(白石綿)、クロシドライト(青石綿)、アモサイト(茶石綿)(以下「クリソタイル(白石綿)等」とする。)の3種類であり、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト(以下「トレモライト等」とする。)については、いずれも国内での使用はないとされてきました。しかし、使用はないとされてきたトレモライト等3種類のアスベストが、国内で検出されたことが判明しています。

こうした中で、アスベストの使用の有無の分析調査については、対象をクリソタイル(白石綿)等に限定することなく、トレモライト等を含む全ての種類のアスベストについて行うこととされています。

白石綿(クリソタイル)



青石綿(クロシドライト)



茶石綿(アモサイト)



自覚症状のある方は専門機関へ

過去にアスベストを取り扱う作業に従事したことがあるなど、アスベストを吸い込んだ可能性があり、現在、咳・胸痛・呼吸困難などの症状のある方は、労災病院やその他専門医療機関（呼吸器科等）にご相談ください。

東京労災病院 大田区大森南4-13-21 電話 3742-7301

健康についての相談は保健相談所へ

過去に仕事などでアスベストを吸い込んだかどうか分からない方、健康について不安がある方は、保健相談所の一般健康相談をご利用ください。

1年に1回は胸部レントゲン検査等健康診断を受けましょう。喫煙により発病の危険が大きくなります。受動喫煙も避けましょう。

保健所保健予防課	江東区東陽2-1-1	電話	3647-5906
城東保健相談所	江東区大島3-1-3	電話	3637-6521
深川保健相談所	江東区白河3-4-3-301	電話	3641-1181
深川南部保健相談所	江東区枝川1-8-15-102	電話	5632-2291
城東南部保健相談所	江東区南砂4-3-10	電話	5606-5001

労働災害補償について

業務上、アスベストにさらされる作業に従事し、それが原因でアスベストとの関連が認められる疾患にかかったり、亡くなられた場合に、労働災害として認定を受けると、労働災害補償保険の給付を受けられます。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

亀戸労働基準監督署 江東区亀戸2-19-1カメラプラザ
電話 3685-5121



石綿健康被害救済制度について

石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方やそのご遺族の方で、労災補償の救済の対象にならない方に対する救済制度として、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が、平成18年3月27日に施行されました。

平成20年12月1日には、法改正に伴い、救済期間や対象者等が拡大されました。さらに、平成22年7月1日から政令改正により、救済対象疾病に「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」と「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加されました。

【救済給付の対象となる方】

石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象にならない方

【対象となる病気】

石綿を吸入することにより発症した「中皮腫」、「肺がん」、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」

【救済給付の内容】

- (1) 認定を受けられた療養中の方に対する給付
医療費
療養手当
- (2) 認定申請をしないで死亡された方のご遺族に対する給付
特別遺族弔慰金
特別葬祭料
- (3) 認定後に死亡された方のご遺族等に対する給付
葬祭料
救済給付調整金

【注意】

救済給付の種類により、申請書や必要書類、請求期限等が異なるため、まずは下記にご相談ください。

保健所健康推進課公害補償係 江東区東陽2-1-1 電話 3647-9564

独立行政法人環境再生保全機構

川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F

電話 0120-389-931

環境省関東地方環境事務所

さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F

電話 048-600-0815

認定申請書等の書類は、各受付先で配布しています。また、独立行政法人環境再生保全機構ホームページ(<http://www.erca.go.jp/>)からもダウンロードできます。

アスベストはどんな場所で使われていたのでしょうか？

アスベストは、耐火性・断熱性・防音性・絶縁性などの多様な機能を有していることから建築建材として耐火・断熱・防音等の用途に使用されてきました。

建築物における使用例

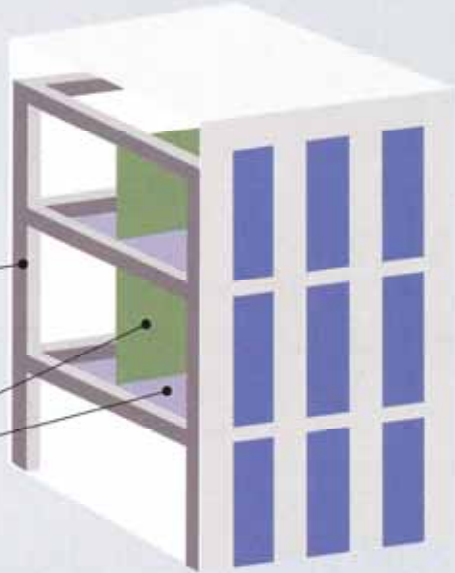
アスベストの約9割が建築建材として耐火・断熱・防音等の用途に使用されています。

赤字：飛散性アスベスト
青字：非飛散性アスベスト

鉄骨造りのビル

鉄骨
吹付けアスベスト・耐火被覆板
アスベスト含有吹付けロックウール

天井・間仕切り壁
ケイ酸カルシウム板・
石綿セメント板・石綿スレート



倉庫・工場

外壁
石綿セメント板・
石綿スレート



屋根
石綿セメント板・
石綿スレート

一般住宅



屋根
住宅屋根ふき用石綿スレート

外壁
石綿セメントサイディング

その他

自動車のブレーキ・クラッチなどの摩擦材、配管や機械等の断熱材・パッキン・シーリング材、家電製品等。

昭和63年以降の製品にはほとんど使用されていません。

アスベストが使われているかどうか調べる方法は？

建築物を施工した業者に問い合わせ、設計図書で確認します。建築時の情報がない場合は、分析調査を専門調査機関に依頼する方法もあります。

費用は個人負担となります。また、借家やマンションにお住まいの方は、大家やマンションの管理組合等に確認してください。

(社)日本作業環境測定協会ホームページ (<http://www.jawe.or.jp>) では、「石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧」を公開しています。

専門調査機関へ分析調査を依頼する際は、検査方法、費用、その他不明な点を直接分析機関からよく聞き、納得された上で依頼をしてください。

江東区では、区内建築物のアスベスト分析調査費用を助成します

アスベストを含有している可能性のある吹付け材又は保温材等が使用されている区内の建築物について、専門調査機関によるアスベスト分析調査費用を助成します。必ず、アスベスト分析調査を実施する前に申請してください。

【対象者】

区内に建築物を有する中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等（国、地方公共団体、その他これに準じる団体を除く）

区内に建築物を有する個人

区内にある分譲共同住宅の管理組合

【助成対象経費】

アスベストを含有している可能性のある吹付け材又は保温材等が使用されている区内の建築物について、専門調査機関によるアスベスト分析調査に要した費用

【助成内容】

調査費用の1 / 2以内（千円未満切捨て）

助成限度額は5万円

建築物1棟につき1回限り

環境清掃部環境保全課指導係 江東区役所防災センター6階

電話 3647-6147

自宅にアスベストの成形板が使われていますがどうしたらいいですか？

アスベスト成形板は、セメントなどで固定しており、切断などをしない限り、大気中に飛散する可能性は低いため、健康への影響は心配ありません。解体等の工事については、事前に手作業で成形板を除去してから解体することが望ましく、これによらない場合でも、作業中、常に散水し、成形板を十分湿潤状態にして解体する必要があります。



外壁に使われたアスベスト成形板



屋根に使われたアスベスト成形板

建物に吹付けアスベストが使用されていますが、どうしたらいいですか？

「石綿障害予防規則」において、吹き付けられたアスベストが劣化等により飛び散った結果、労働者がその粉じんを吸い込むおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされています。「石綿障害予防規則」等、関係法令に従って適切に対処してください。



吹付けアスベスト 耐火被覆材（梁）

近くで建物の解体工事が行われているのですが、飛散防止対策はされていますか？

解体工事の現場責任者に、アスベスト含有建材（特に飛散性アスベスト）の有無を確認し、工事の方法等の説明を受けましょう。

【建物の解体等を行うときに義務付けられていること】

事前にアスベスト含有建材の有無を調査する。

事前調査の結果、アスベストが確認された場合は、下記 ・ の法律等において届出が必要。下記 ・ は、アスベストの有無に関係なく、解体する建物の床面積が80㎡以上の場合に届出が必要。

大気汚染防止法及び環境確保条例

労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則

建設リサイクル法 江東区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱

アスベストが使用されている場合は、石綿作業主任者を選任するとともに、作業の実施内容を掲示する。

作業は、アスベストの飛散を防止するため、工事現場の覆い、湿潤、排水処理の措置、適正な廃棄等、関係法令の遵守事項を守り行う。

大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく届出について

【届出が必要なアスベスト含有建材】

吹付けアスベスト 保温材 耐火被覆材 断熱材

吹付けアスベスト等の飛散性の高いアスベスト含有建材の除去工事等を実施する場合は、作業開始日の14日前までに江東区長へ届け出する必要があります。

【届出を要しない主なアスベスト含有建材】

スレート波板 窯業系サイディング ビニル床タイルなど

アスベスト成形板等を除去するときは、アスベストの飛散を防止するため、シート等による養生、湿潤化、破断等をしないよう原則手作業による撤去作業を行わなくてはなりません。届出は必要ありませんが、石綿作業主任者を選任するとともに、作業の実施内容について掲示する必要があります。

環境清掃部環境保全課指導係 江東区役所防災センター6階

電話 3647-6147

その他の法令に基づく届出について

【労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則】

亀戸労働基準監督署 江東区亀戸2-19-1カメラプラザ

電話 3685-5121

【建設リサイクル法】

都市整備部建築課建築係 江東区役所5階 電話 3647-9743

【江東区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱】

都市整備部建築調整課建築紛争調整係 江東区役所5階 電話 3647-9767

除去工事等への融資のあっせん等

利率等は変動がありますので、ご検討する際は、担当部署へご確認ください。

自宅のアスベスト除去工事等を予定している方へ (江東区住宅修繕融資のあっせん制度)

自己資金だけでは、自宅のアスベスト除去工事等（アスベストの除去、封じ込め、囲い込み等の工事）を行うことが困難な方に対して、金融機関融資をあっせんします。修繕等の主な内容がアスベスト除去工事等の場合には、融資の利子の一部を補助する制度がご利用できますので事前にご相談ください。

融資限度額 500万円

本人負担利率 年0.5%（年利3.6%・利子補助率3.1%）

償還期間5年以下の場合

【注意】

工事に着手する1ヶ月前までにお申込みください。すでに工事に着手している場合は、対象となりません。

都市整備部住宅課住宅指導係 江東区役所5階 電話 3647-9473

マンションの共用部分のアスベスト除去工事等への支援

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）のマンション共用部分リフォームローンの借受けが認められた管理組合等に対し、融資利率の1.5%相当の利子額を5年間で限度に補助します。

都市整備部住宅課住宅指導係 江東区役所5階 電話 3647-9473

工場や店舗のアスベスト除去工事等を予定している中小企業の方へ (江東区中小企業融資)

江東区内に事業所がある中小企業者の方に、アスベストの除去工事等（アスベストの除去、封じ込め、囲い込みの工事）の費用の融資をあっせんします。アスベストの除去工事等の場合には、環境保全対策資金として利子の一部を補助する制度がご利用できますので事前にご相談ください。

融資限度額 1,250万円

本人負担利率 年0.6%（年利2.4%・利子補助率1.8%）

返済期間 6年以内（据置き12ヶ月を含む）

信用保証料の補助があります。

この融資は、事前の審査が必要です。

（事前審査について）環境清掃部環境保全課指導係 江東区役所防災センター6階
電話 3647-6147

（融資について）地域振興部経済課融資相談係 江東区役所4階
電話 3647-2331

アスベスト問い合わせ一覧

このパンフレットに掲載されている江東区の施策は、平成22年4月1日現在のものです。その後変更される場合がありますので詳しくは各担当係までお問い合わせください。

相談・問い合わせ窓口		
解体改修工事に伴うアスベストの飛散防止・届出	環境保全課指導係	電話 3647-6147
建築物に関する相談	建築課建築係	電話 3647-9743
健康に関する相談	保健所保健予防課	電話 3647-5906
	城東保健相談所	電話 3637-6521
	深川保健相談所	電話 3641-1181
	深川南部保健相談所	電話 5632-2291
	城東南部保健相談所	電話 5606-5001
区施設について（教育関連施設）	学校施設課計画担当	電話 3647-8543
区施設について（教育関連施設以外）	営繕課計画係	電話 3647-9131
アスベストを取り扱う作業等の従事者の健康確保・労働災害補償	亀戸労働基準監督署（厚生労働省）	電話 3685-5121
石綿健康被害救済制度	保健所健康推進課公害補償係	電話 3647-9564

除去工事等への融資あっせん・アスベスト分析調査費用助成		
個人住宅向け融資あっせん	住宅課住宅指導係	電話 3647-9473
中小企業向け融資あっせん ・事前に環境保全課で環境保全対策資金の認定を受けてください。	経済課融資相談係	電話 3647-2331
	環境保全課指導係	電話 3647-6147
マンション共用部分に関する支援	住宅課住宅指導係	電話 3647-9473
区内建築物のアスベスト分析調査費助成	環境保全課指導係	電話 3647-6147

利率等は変動がありますので、ご検討する際は、担当部署へご確認ください。

東京都の問い合わせ窓口		
アスベストの大気中への飛散に関すること	環境局環境改善部大気保全課	電話 5388-3492
室内環境に関する対策	福祉保健局健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課	電話 5320-4392
アスベストの健康影響	福祉保健局健康安全室環境保健課	電話 5320-4494
家庭用品に関すること	生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課	電話 5388-3055